

野田市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第8号

野田市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表愛宕児童遊園の項中「826番地」を「826番地の1」に改め、同表大和田児童遊園の項中「1, 236番地の2」を「1236番地の2」に改め、同表中里児童遊園の項中「556番地」を「556番地の3」に改め、同表山崎児童遊園の項中「2, 556番地の1」を「2556番地の1」に改め、同表船形中児童遊園の項を削り、同表今上児童遊園の項中「1, 211番地」を「1211番地」に改め、同表木間ヶ瀬第三児童遊園の項中「5, 485番地」を「5485番地」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。